第7回定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

株式会社の支配に関する基本方針1~17頁連結注記表18~29頁個別注記表30~39頁

雪印メグミルク株式会社

株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社取締役会は、当社の財務および事業の方針の決定にあたり、中長期的な視点に立って企業価値・株主共同の利益(以下、単に「企業価値」といいます。)を高めていくことが必要であると考えておりますが、金融商品取引所に株式を上場している以上、当社株式は自由に売買が行なわれることを前提にすべきであり、当社取締役会の同意がない大量買付行為がなされた場合でも、その是非を最終的に判断するのは株主の皆様であると考えます。

しかしながら、投資目的等について株主の皆様や投資家等に十分な情報開示がなされることなく株式等を大量に買い付け、結果として企業価値が毀損されるケースも生じております。このような状況が発生することを回避するため、当社といたしましては、株主の皆様に株式等の大量買付けの是非について適切な判断をしていただくために必要な情報と相当な検討期間を確保することが重要であると考えております。

当社の株主様は、一般投資家だけではなく、酪農家や生産者団体、関連業界、消費者等多様な構成となっております。こうした株主の皆様にとっては、株式等の大量買付けが当社の経営に与える影響のみならず、当社の経営理念や経営方針、事業内容等に与える影響、さらには酪農乳業界とその関連業界に与える影響等も、株式等の大量買付けに応じるかどうかを決定する際の重要な判断材料であると当社は考えております。このため、株式等の大量買付けを行なおうとする者および当社取締役会の双方から適切な情報が提供されることが、株主の皆様にとって株式等の大量買付けの是非を判断するうえで必要不可欠であります。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成26年5月に「雪印メグミルクグループ中期経営計画(平成26年度~平成28年度)」 を策定し、企業価値の向上に向け取り組んでおります。

この中期経営計画では、4つのコンセプトによる戦略を推進することにより、収益性を向上させることで、次なる成長のための基盤を固めてまいります。1つ目として「プロダクトミックスの改善」「生産物流体制の最適化」などによる事業基盤の強化、2つ目として戦略投資設備の最大活用による安定した利益確保、3つ目として当社の強みを活かすことができる成長分野である「ヨーグルト」「ナチュラルチーズ」「業務用チーズ」「機能性食品事業」「海外事業」に経営資源を重点配分することによる成長分野の事業拡大、4つ目としてこれら3つの戦略を支える研究開発力の強化、酪農生産基盤の維持・拡大、調達体制整備や生産物流体制整備などの機能強化と体制整備を図ることにより、企業価値の向上を目指してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成27年6月25日開催の第6回定時株主総会において「当社株式等の大量買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件」を株主の皆様からご承認いただき、本買収防衛策を継続しております。これは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただけるようにするため、大量買付者から当該大量買付行為に関する十分な情報が提供されること、当社取締役会がこれを評価・検討し当該大量買付行為に関する意見も併せて株主の皆様に情報を提供すること、および必要に応じて当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するための相当期間が確保されることが重要であるとの考えから、大量買付行為に関するルール(以下「大量買付けルール」といいます。)を定め、大量買付者に対して当該大量買付ルールの遵守を求めたうえで、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合や、大量買付ルールを遵守した場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大量買付行為である場合は、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動を検討するというものであります。本買収防衛策の有効期限は、平成30年6月開催予定の第9回定時株主総会終結の時までとなっており、その概要は次のとおりです。

(1) 大量買付ルール

① 大量買付ルールの基本と大量買付行為の定義

本買収防衛策の大量買付ルールの基本は、次のとおりです。

- ア. 事前に大量買付者から当社取締役会に対して十分な情報の提供がなされること
- イ. 当社取締役会による当該提供情報に関する一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始すること

また、「大量買付行為」とは、次の買付行為をいい、いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除きます。

- ア. 特定株主グループ 1 の株式等保有割合 2 を 2 20%以上とすることを目的とする株式等 3 の買付け
- イ. 特定株主グループ4の株式等保有割合5が20%以上となる株式等6の公開買付け7

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者(同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)および同法第27条の23第5項に規定する共同保有者(同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)をいいます。

² 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

³ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

⁴ 買付けを行なう者および金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

② 大量買付意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行なおうとする場合には、事前に当社取締役会宛に、大量買付ルールに従う旨の「大量買付意向表明書」(以下「意向表明書」といいます。)を提出していただきます。意向表明書には「大量買付者の名称および住所」「設立準拠法」「代表者の氏名」「国内連絡先」「提案する大量買付けの概要」「大量買付者およびその共同保有者が保有する当社株式等の数」「大量買付ルールを遵守する旨の誓約」を記載していただきます。

当社取締役会は、大量買付者から意向表明書を受領したことについてすみやかに情報開示を行ないます。

③ 大量買付情報の提供

大量買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会の評価・検討のために十分な情報(以下「大量買付情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書の受領後5営業日以内に、大量買付者から当初提出していただくべき大量買付情報のリストを、回答期限を定めて交付します。

なお、当社取締役会は、当初提出していただいた情報をすみやかに独立委員会に提供します。独立委員会は、当該情報の内容を確認し、大量買付情報として不十分であると判断した場合には、その都度回答期限を定めて、十分な大量買付情報がそろうまで追加的に情報の提供を求めるよう、当社取締役会に勧告することとしております。

独立委員会は、必要な情報がそろったと判断した時点で、大量買付情報の提出が完了した旨を当該大量買付者に書面で通知することおよびその旨の情報開示を行なうよう当社取締役会に勧告します。また、当該大量買付情報が株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示するよう当社取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告に沿って、大量買付情報の提出が完了した旨、および当該大量買付情報の全部または一部の情報開示を行ないます。

④ 当社が要請する情報内容

大量買付者に提供していただく大量買付情報の主な項目は次のとおりです。

ア. 大量買付者およびそのグループの詳細

共同保有者および特別関係者(ファンドの場合は組合員その他の構成者を含む。)の具体的名称、資本構成または主要出資者、経歴・沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同様の企業・事業経験、同種事業の場合のセグメント情報、大量買付経験と対象企業のその後の状況等

イ. 大量買付行為の目的、方法および内容

目的、買付時期、買付方法、買付対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性等

ウ. 買付対価の算定根拠

算定の数値、算定の前提となる事実、算定方法、算定担当者または企業、大量買付けにより生じることが予想される影響額およびその算定根拠、そのうち他の株主に対して分配される影響額と算定根拠等

エ. 買付資金の裏付け

資金調達方法、資金提供者の有無および具体的名称(実質的提供者を含む。)、 資金調達に係る取引

- オ. 大量買付行為完了後の当社経営方針および事業計画 意図する当社と当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、資産 活用策、これら事業計画の実現可能性と予想されるリスク
- カ. 大量買付行為完了後の取引拡大等により得られる大量買付者と当社の相乗効果
- キ. 当社の利害関係者(当社従業員、取引先、顧客、地域社会等)に関する対応方針 および影響
- ク. 当社の他の株主様との利益相反を回避するための具体的方策
- ケ. その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

⑤ 評価期間

当社取締役会は、大量買付行為の評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案等を 行なうための期間(以下「評価期間」といいます。)として、当該大量買付行為の内容 に応じて次のア. またはイ. による期間を設定します。大量買付行為は、次の評価期間 が経過した後にのみ実施されるものとしております。

ア. 60日:現金を対価とする公開買付けによる当社全株式等の買付けの場合

イ.90日:その他の大量買付けの場合

上記期間には、独立委員会が当該大量買付行為に関する検討に要する期間および当社取締役会に対し対抗措置を発動すべきか否かを勧告するまでに要する期間を含みます。

ただし、独立委員会は、当社取締役会が、大量買付行為の内容の検討、大量買付者との交渉、代替案の作成等を行なうために必要な範囲内で評価期間を延長することを当社取締役会に勧告できるものとしております。当社取締役会が評価期間を延長することを決議した場合には、評価期間を延長する理由、延長期間、その他公表すべき事項について、当該延長の取締役会決議後すみやかに大量買付者への通知および情報開示を行ないます。

⑥ 取締役会による意見・代替案の提示

当社取締役会は、評価期間内において、独立委員会と連携を取りながら、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点で、大量買付者から提供された大量買付情報の評価・検討を行ないます。当社取締役会は、必要に応じて大量買付者と協議・交渉を行ない、大量買付けに関する提案内容の改善を大量買付者に要求し、あるいは株主の皆様に対して代替案を提示することがあります。

(2) 大量買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大量買付情報の内容を評価・検討し、大量買付者と協議・交渉を行なった結果、大量買付行為が次のいずれかに該当し、しかるべき対抗措置を講じることが妥当であると判断した場合には、評価期間中か否かにかかわらず、下記のとおり、本買収防衛策で定める対抗措置を発動することがあります。

① 大量買付ルールが遵守されなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、後掲(3)の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権を無償で割り当て、あるいは会社法その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動することがあります。

当該対抗措置は、一般の株主様に不利益をもたらすものではありませんが、大量買付ルールを遵守しない大量買付者は経済的損害を被る可能性がありますので、大量買付ルールを無視して大量買付行為を開始することのないよう予め注意を喚起いたします。

② 大量買付ルールが遵守された場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、たとえ当社取締役会が当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の公表、株主の皆様への代替案の提示および個別の説得等を行なうにとどめ、原則として対抗措置は取りません。したがいまして、大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付者の買付提案および当社取締役会が提示する代替案ならびに当社の企業価値向上のための中長期的な経営方針等を比較し、判断していただくことになります。ただし、大量買付ルールが遵守された場合であっても、大量買付行為が次のいずれかに該当し、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合には、当社取締役会は、後掲(3)の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、相応の対抗措置を発動することがあります。

ア. グリーンメーラー

: 当社グループの経営に参加する意思がなく、株価を吊り 上げて高値で当社に株式を引き取らせる目的による行為

イ. 焦土化経営

: 当社グループの経営を一時的に支配し当社グループの知的財産権、ノウハウ、主要取引先・顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に委譲させる目的による行為

ウ. 資産流用

: 当社グループの経営を支配した後、当社グループの資産 を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済 原資として流用する目的による行為

工,一時的高配当

: 当社グループの経営を一時的に支配し、当社グループの 不動産・有価証券等の資産を売却処分し、その利益で一 時的高配当を行なうか、一時的高配当による株価急上昇 の機会を狙い高値で売り抜ける目的による行為

才. 強圧的二段階買収

:最初の買付けで全株式の買付けを勧誘せず二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで買付けをする等、株主に事実上売却を強要する行為

③ 対抗措置発動の判断方法

当社取締役会は、大量買付者が提供した大量買付情報その他調査によって入手した情報に基づき、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士等の助言を得ながら、当該大量買付者が真摯に当社の経営に参加する意思があるのか、当該大量買付行為・提案が当社の企業価値向上・株主共同の利益に資するのか等を検討するとともに、後掲(3)の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置を発動するか否かを当社取締役会で決議します。

当社取締役会が大量買付者に対する対抗措置の発動を決議した場合、または発動しないことを決議した場合は、その理由を明らかにしたうえで、株主の皆様に対し適時適切な情報開示を行ないます。

④ 対抗措置発動の中止

当社取締役会は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した後でも、次のア、またはイ、に該当する場合は、新株予約権の発行中止または新株予約権発行後に当社が当該新株予約権を無償取得し消却する等、結果的に当該対抗措置の発動を中止することができます。この場合、当社取締役会は、すみやかに情報開示を行ないます。

- ア. 当社取締役会が対抗措置の発動を決議後、大量買付者が買付けを撤回する等、 大量買付行為が存在しなくなった場合
- イ.対抗措置の発動の前提となった事実関係に変動が生じ、大量買付け等が前掲(2) ①②に定める対抗措置発動の条件のいずれにも該当しなくなった場合、または 該当しても新株予約権の発行もしくは行使を認めることが適切でないと当社取 締役会が判断した場合

(3) 独立委員会

① 独立委員会の設置

当社取締役会は、大量買付行為に係る意向表明書を受領した場合または大量買付行為がなされる可能性がある場合、対抗措置が当社取締役会の恣意的な判断で発動されることのないよう当社取締役および大量買付者からの独立性を確保した組織として独立委員会の招集を独立委員会の委員に要請し、大量買付者が前掲(2)①②に定める対抗措置発動の条件に該当するか否か等を諮問します。なお、独立委員会の招集、決議要件、決議事項等については、【別紙1】をご参照ください。

大量買付行為が当社の企業価値向上・株主共同の利益に資するかどうかを判定する独立委員会の委員は、社外有識者、当社社外取締役、当社社外監査役の中から3名を選定しております。なお、独立委員会の委員は、【別紙2】に記載のとおりです。

独立委員会は、当社取締役、監査役、従業員等に対し必要に応じて、独立委員会への 出席および情報の提供、説明を要請できるものとし、諮問を受けた事項について審議、 決議し、その内容を当社取締役会に勧告します。

② 独立委員会の判断方法

独立委員会は、招集された場合、次の手続きに従い勧告等を決議し、当該勧告等の内容についてすみやかに情報開示を行ないます。

ア. 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者の買付けが前掲(2)①②に定める条件のいずれかに該当 し、対抗措置を発動することが妥当と判断した場合には、当社取締役会に対して対 抗措置の発動を勧告します。

イ. 独立委員会が対抗措置を発動しないことを勧告する場合

独立委員会は、大量買付者が提供する大量買付情報の検討、当社取締役会と大量 買付者との交渉経過等の内容を検討した結果、当該大量買付者による買付けが前掲 (2)①②に定める条件のいずれにも該当しないか、該当しても対抗措置の発動が妥当 ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置を発動しないことを 勧告します。ただし、かかる勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、前 掲(2)①②に定める条件のいずれかに該当することとなった場合には、新たな勧告を 行なうことができるものとしております。

ウ. 独立委員会が対抗措置発動の延期を勧告する場合

独立委員会は、前掲(1)⑤の評価期間の満了までに対抗措置の発動・不発動の勧告を決議するに至らない場合には、合理的に必要とされる範囲内で、評価期間を延長する旨の決議を行ない、当社取締役会に勧告することができます。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、取締役会としての意見を決議し、その内容を情報開示します。

(4) 対抗措置の内容

① 新株予約権の発行

当社取締役会が大量買付行為に対抗するための具体策として、新株予約権の無償割当てを行なう場合は、【別紙3】のとおり、大量買付者等は行使することができないとの条件を付与した新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行し、当社取締役会において定め別途公告する一定の日(以下「割当期日」といいます。)における株主様に対し無償で割り当てることとしております。なお、本新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けます。

② 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

③ 新株予約権の発行および行使の手続き

本新株予約権を発行することとなった場合、新株予約権の割当てを受けるには割当期 日までに当社株主名簿に記録される必要があります。また、本新株予約権の行使につい ては、新株を取得するために所定の行使期間中に一定の金額の払込みをしていただく必 要があります。

上記の手続きの詳細については、実際に本新株予約権を発行することを決議した際に、 法令に基づき株主の皆様にお知らせいたします。

(5) 株主・投資家の皆様に与える影響等

① 本買収防衛策が株主・投資家の皆様に与える影響

本買収防衛策は、新株予約権を無償で割り当て、あるいは会社法その他法令および当 社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動することがある旨を公表している に過ぎません。

本買収防衛策により、大量買付者からの大量買付情報の提供、当社取締役会からの代替案の提示等、株主・投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かの適切な判断をするための十分な情報と期間を確保できます。

② 対抗措置発動時における株主・投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的に対抗措置を発動することを決議した場合には、法令および金融商品取引所の規則に従い、適時適切な開示を行ないます。

対抗措置発動時には、大量買付者を含む特定株主グループ以外の株主・投資家の皆様が、法的権利または経済的側面において、次のウ. またはエ. の場合を除き特別な損害を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行なった場合の大量買付者を含む特定株主グループ以外の株主・投資家の皆様に与える影響は次のとおりです。

- ア. 当社取締役会が別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有する普通株式1株につき本新株予約権1個を無償割当てします。
- イ. 本新株予約権の無償割当てを受けた株主様が権利を行使し新株を取得するには、当 社取締役会が指定する一定期間内に本新株予約権1個当たり金1円以上で、当社 取締役会が新株予約権の無償割当決議において定める価額の払込金額が必要とな ります。
- ウ. 仮に株主様が権利行使期間内に行使価額に相当する金銭を払い込まず、本新株予 約権の権利行使手続きを行なわない場合は、他の株主様が権利行使により新株を 取得するため、権利行使手続きを行なわない株主様と大量買付者のみが当社株式 の価値が希薄化する影響を受けることになります。
- 工. 本新株予約権の無償割当てを受ける株主様が確定後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を当社が無償取得する場合には、1株当たりの株式価値の希薄化が生じることを前提にして売買を行なった投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。
- オ. 本新株予約権の無償割当ておよび本新株予約権を行使し新株の交付を受けた時点では、株主の皆様には課税関係は生じません。ただし、当社取締役会の承認により本新株予約権を第三者に譲渡した株主様(大量買付者を含む。)および本新株予約権を行使し交付を受けた新株を第三者に譲渡した株主様には、譲渡益課税がなされます。

③ 大量買付者に与える影響

本買収防衛策は、大量買付ルールを遵守しない、または当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある大量買付者には、経済的な不利益を発生させる可能性があります。

本買収防衛策は、大量買付ルールを遵守しない場合の不利益を事前に示すことにより、大量買付ルールを無視した買付行為をしないよう予め注意を喚起するものです。

(6) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様および当社の手続き

① 株主名簿への記録の手続き

当社取締役会は新株予約権の無償割当てを決議した場合には、無償割当てに係る割当期日を公告いたします。

本新株予約権の無償割当ては、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し行なわれますので、株主の皆様におかれましては、当該期日までに当社株主名簿に記録される必要があります。

なお、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の 無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使(新株取得)手続き

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主(【別紙3】の8.(1)から(3)までの大量買付者等を除きます。)の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容・数、本新株予約権を行使する日等必要事項、および株主様ご自身が大量買付者等ではないことの表明保証条項、その他の誓約文言を含む当社所定の書式となります。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、行使期間内にこれらの必要書類を提出のうえ、原則として、本新株予約権1個当たり金1円以上で、当社取締役会が新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株の当社株式が発行されることになります。

③ 当社による新株予約権の取得手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨を決議した場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得できるものとしております。

当社は、当社取締役会が定める日の到来をもって、本新株予約権を行使することができない者(【別紙3】の8. (1)から(3)までの大量買付者等をいいます。)以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができるものとしております。

また、当該取得がなされた日より後に、本新株予約権を行使することができない者(【別紙3】の8. (1)から(3)までの大量買付者等をいいます。)以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、該当者の有する本新株予約権のうち当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができるものとし、その後も同様としております。

④ 新株予約権の発行中止・新株予約権の消却

前掲(2)④に定める事由がある場合には、当社取締役会は、割当てまでの間は新株予約権の発行の中止または割当て後においては、無償取得の方法による新株予約権の消却を行なうことができるものとしております。

(7) 買収防衛策の有効期間、廃止および改正

本買収防衛策は、平成27年6月25日開催の第6回定時株主総会でご承認をいただき、当該定時株主総会の終結をもって発効しました。また、本買収防衛策の有効期間は、平成30年6月開催予定の第9回定時株主総会終結の時までとなっております。ただし、有効期間満了前であっても、当社取締役会により本買収防衛策を廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本買収防衛策はその時点で廃止されるものとしております。

また、当社取締役会は、本買収防衛策の有効期間中でも、

- ア. 本買収防衛策に係る法令、金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行なわれ、 当該事項を本買収防衛策に反映させることが妥当である場合
- イ. 新たな大量買付行為の手法が判明し、本買収防衛策の内容を改正することが妥当である場合
- ウ. 本買収防衛策の説明補足、誤字脱字等の理由により修正を行なうことが妥当である 場合

独立委員会の勧告を得たうえで、本買収防衛策を改正する場合があります。

当社取締役会は、本買収防衛策の廃止および改正がなされた場合には、その内容等についてすみやかに情報開示いたします。

(8) 買収防衛策の合理性

本買収防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも則したものとなっております。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本買収防衛策は、株主の皆様が大量買付行為を評価するために、大量買付者から当該大量買付行為に関する十分な情報が提供されること、当社取締役会がこれを評価・検討し当該大量買付行為に関する意見も併せて株主の皆様に提供すること、および必要に応じて当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するための相当期間が確保されることを目的として導入しております。

② 事前開示・株主意思の原則

本買収防衛策は、株主・投資家の皆様および大量買付者の予見性を高め、株主の皆様の適正な選択の機会を確保するために、事前に本買収防衛策の内容を開示するものです。

当社取締役会は、大量買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の 判断に委ねられるべきものと考えており、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく 毀損しない限り対抗措置は発動せず、公開買付けに移行し株主の皆様の意思を確認す る仕組みとしております。本買収防衛策の仕組みの概要については【別紙4】をご参 照ください。

また、本買収防衛策の有効期間は、平成30年6月開催予定の第9回定時株主総会終結の時までとなっておりますが、1年ごとの取締役の選任を通じて取締役会により本買収防衛策を廃止することが可能です。

③ 必要性・相当性確保の原則

本買収防衛策は、その必要性・相当性を確保するために次のような設計としております。

- ア. 当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した専門家の助言を得ることができることとしております。これにより、独立委員会による判断自体の公正さ・客観性が強く担保される仕組みとしております。
- イ. 大量買付ルールが遵守されている限り、原則として公開買付け等を通して株主 の皆様に判断を委ねる仕組みとしております。
- ウ. 本買収防衛策は、大量買付ルールが遵守されているにもかかわらず対抗措置を 発動できる例外的条件として、前掲(2)②のとおり、東京高等裁判所が示す4類 型(ニッポン放送事件東京高裁決定 平成17年3月23日)と強圧的二段階買収 に限定しております。
- 工. 本買収防衛策は、大量買付者以外の株主の皆様が平等に、新株予約権の行使によりその所有する普通株式数に応じて新株を取得できる仕組みとしております。
- オ. 本買収防衛策は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)またはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行なうことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

独立委員会規則の概要

- 1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 2. 独立委員会の委員(以下「独立委員会委員」という。)は、3名とする。
- 3. 独立委員会委員は社外有識者、当社社外取締役、当社社外監査役から選任する。なお、社外有識者は、弁護士、公認会計士、もしくはこれらに準ずる有資格者、または酪農・乳業・経営等に関する相当の知見を有する者でなければならず、当社に対する善管注意義務条項等を含む委嘱契約を当社と締結しなければならない。
- 4. 独立委員会委員の任期は、本買収防衛策が承認された定時株主総会終結の時から、3年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとする。ただ し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- 5. 当社取締役会は、各独立委員会委員に独立委員会の招集を要請できる。
- 6. 各独立委員会委員は、次の場合に独立委員会を招集できる。
 - (1) 大量買付者が大量買付行為を行なおうとする意向を当社に示した場合 (大量買付意向表明書の提出に限らない。)
 - (2) 当社株式等の大量買付行為が明らかになった場合
- 7. 独立委員会は、次に掲げる権限および義務を有する。
 - (1) 大量買付情報の収集、評価・検討、株主への情報開示の当社取締役会への勧告
 - (2) 大量買付情報が十分にそろったかどうかの判断および当該大量買付情報が不十分な場合において当社取締役会が大量買付者に対し追加的情報提供を要請するよう勧告すること
 - (3) 当社取締役、監査役、従業員等に対し必要に応じて、独立委員会への出席、大量買付情報・ 当社代替案の提供および当該事項に関する説明の要請
 - (4) 大量買付者の買付けが本買収防衛策の対抗措置発動の対象に該当するか否かの審議および 判定
 - (5) 対抗措置を発動するか否かについての当社取締役会に対する勧告
 - (6) 評価期間の延長についての当社取締役会に対する勧告
 - (7) 買収防衛策の改正および廃止についての当社取締役会に対する勧告
 - (8) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
 - (9) 当社取締役会が、別途独立委員会が行なうことができると定めた事項
- (10) 上記各号に定める事項に関する善管注意義務
- 8. 独立委員会は、独立委員会委員全員の出席により成立し、出席者の過半数をもって決議する。
- 9. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士その他の専門家を含む。)の助言を得ることができる。
- 10. 独立委員会は、当社株式等の大量買付行為等がなされた場合は、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かをその判断基準として、当該大量買付情報について検討・評価のうえ、勧告を決議するものとし、自己または当社取締役の個人的利益を得ることを目的としてはならない。

【別紙2】

独立委員会委員の略歴

田中 宏司(たなか ひろじ)

略歷 : 昭和29年4月 日本銀行入行

平成2年2月 日本銀行退職

平成2年2月 ケミカル信託銀行株式会社 バイスプレジデント

ケミカル信託銀行株式会社 コンプライアンスオフィサー等歴任

平成8年4月 高千穂大学、早稲田大学、東京国際大学等の非常勤講師歴任

平成13年5月 日本経営倫理学会 理事

平成14年4月 立教大学大学院 経済学研究科教授

平成18年3月 立教大学大学院 経済学研究科教授退任

平成20年4月 東京交通短期大学 学長

平成21年6月 日本経営倫理学会 副会長

平成21年10月 一般社団法人経営倫理実践研究センター 理事・首席研究員(現職)

平成25年4月 東京交通短期大学 名誉教授(現職)

鈴木 宣弘(すずき のぶひろ)

略歴 : 昭和57年4月 農林水産省入省

平成8年10月 農業総合研究所 研究交流科長

平成9年4月 九州大学農学部 助教授

平成16年4月 九州大学大学院農学研究院 教授

平成18年9月 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授 (現職)

平成23年4月 一般社団法人 I C総研 所長 (現職)

阿南 久(あなん ひさ)

略歴 : 平成3年6月 生活協同組合コープとうきょう 理事

平成11年6月 東京都生活協同組合連合会 理事 平成13年6月 日本生活協同組合連合会 理事

平成15年8月 全国労働者共済生活協同組合連合会 理事

平成19年10月 全国消費者団体連絡会 事務局 平成20年5月 全国消費者団体連絡会 事務局長

平成24年8月 消費者庁 長官 平成26年8月 消費者庁 長官退任 平成27年6月 当社 社外取締役

(注) 阿南久氏につきましては、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立 役員であります。

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める一定の日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、自己株式を除く。)1株につき新株予約権を1個割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の最終の発行済株式総数(ただし、自己株式を除く。)と同数とする。

4. 各新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みを必要とする額(行使価額)

新株予約権1個につき1円以上とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

次の条件に該当する株主は新株予約権を行使できないものとする。

- (1) 大量買付者を含む特定株主グループ
- (2) 当社取締役会の承認を得ずに特定株主グループから新株予約権を譲受けまたは承継した者
- (3) 外国の適用法令上、新株予約権の行使時に所定の手続きを要する外国居住者

9. 当社による新株予約権の取得

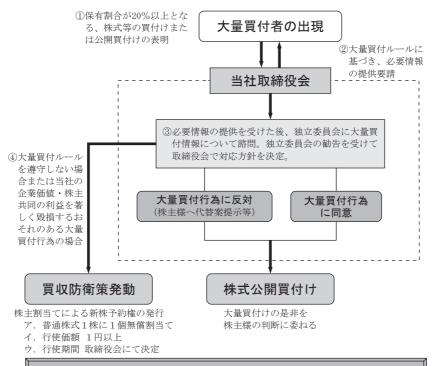
当社取締役会は、8. (1)(2)に該当する者以外の株主が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに新株予約権1個につき普通株式1株を交付することができるものとする。

10. 新株予約権に係るその他の措置

対抗措置を中止すべき事情が発生した場合、当社取締役会は割当期日までの間は新株予約権の発行中止、割当て後においては無償取得の方法による新株予約権の消却ができるものとする。

【別紙4】

買収防衛策の概要図



大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合 →<u>原則として対抗措置不発動</u> 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合→**対抗措置発動の対象**

※大量買付ルールを遵守した場合でも、次の場合は対抗措置発動の対象となる。 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大量買付行為の場合 (グリーンメーラー、焦土化経営、資産流用、一時的高配当、強圧的二段階買収)

大量買付行為に関する十分な情報提供
①大量買付行為に関する十分な情報提供
①大量買付行為の目的、方法および内容
③買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
④大量買付行為完了後に意図する経営方針および
事業計画 他
(2)大量買付行為に対する評価期間(60~90日)の確保

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数

20社

主要な連結子会社の名称

雪印種苗株式会社

雪印ビーンスターク株式会社

株式会社エスアイシステム

ビーンスターク・スノー株式会社は、平成28年4月1日に「雪印ビーンスターク株式会社」へ社名変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

株式会社雪印こどもの国牧場

雪印タイ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の合計資産額、売上高、当期純損益および利益剰余金等の額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社の数

1 社

雪印タイ株式会社

(2) 持分法適用の関連会社の数

6 社

主要な持分法適用の関連会社の名称

イーエヌ大塚製薬株式会社

(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称

株式会社雪印こどもの国牧場

雪印香港有限会社

(4) 持分法を適用しない主要な関連会社の名称

スノーマーケティング有限会社

持分法の適用から除いた理由

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算目が3月末日となっていない会社は次のとおりであります。

雪印オーストラリア有限会社 決算日 12月末日 台湾雪印株式会社 " " 株式会社雪印パーラー " 1月末日 チエスコ株式会社 " 2月末日 株式会社エスアイシステム " " " ニチラク機械株式会社 " "

連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行なうこととしております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ① 有価証券
 - ア. 満期保有目的の債券

償却原価法により評価しております。

イ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

② たな卸資産(商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品)

総平均原価法、移動平均原価法または先入先出原価法のいずれかにより評価しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

③ デリバティブ

時価法により評価しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(会計上の見積りの変更と区別する事が困難な会計方針の変更)

当社および国内連結子会社では、建物以外の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度から、定額法に変更しております。

当社は、平成27年3月期において新規基幹工場である阿見工場および海老名工場が全面的に稼働開始し、それに伴う工場の統廃合によって、生産体制の最適化を達成しております。これを契機として、生産設備の稼働状況を確認したところ、今後、生産設備は、耐用年数にわたり安定的に稼働することが見込まれていることから、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法として定額法を採用することが、合理的な費用配分を可能にすると判断したことにより、減価償却方法の変更を行なったものであります。

これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の減価償却費が1,843百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が1,843百万円増加しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
 - ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - イ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。
- ④ 長期前払費用 定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

売上債権等の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金 役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しておりま す。
- ④ ギフト券引換引当金 収益計上に伴い負債計上を中止したギフト券等の今後の引換行使に備えるため、年度別に経過年と各ギ フト券の回収率を調査し、最終的な回収率を見積もることにより当連結会計年度末における引換行使見 込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法につい ては、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10~14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
 - ア. 為替予約

振当処理によっております。なお、外貨建予定取引に係る為替予約については、繰延処理を行なって おります。

イ. 金利スワップ

繰延処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ア. ヘッジ手段

為替予約取引・金利スワップ取引

イ. ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務·借入金

③ ヘッジ方針

当社グループ(当社、連結子会社および持分法適用会社)は、資産・負債の総合的管理の手段として、また、金融市場の為替変動リスクや金利変動リスクに対応する手段として、デリバティブ取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額および決済期日等の同一性について、 社内管理資料に基づき有効性評価を行なっております。また、金利スワップ取引については、ヘッジ対 象取引のリスク分析を行ない、ヘッジ対象取引との想定元本、利息の受払条件および契約期間等の同一 性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行なっております。

⑤ その他

当社グループ (当社、連結子会社および持分法適用会社) は、デリバティブ取引に関する社内決裁基準に従ってデリバティブ取引を行なっております。なお、取引の執行と事務管理の各機能については独立性を確保できるよう人員を配置しております。また、取引執行後遅滞なく担当役員に報告されております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行なわれた場合には、当該見直しが行なわれた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行なっております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4) および事業分離等会計基準第57-4項(4) に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取補償金」(前連結会計年度274百万円)および、「助成金収入」(前連結会計年度140百万円)は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「寄付金」(前連結会計年度 268百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示 しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」(前連結会計年度212百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

(2)

- 1. 担保に供している資産および担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

計

			(百万円)
	財団抵当	その他	合計
現金及び預金	_	65	65
建物及び構築物	14, 899	1,803	16, 703
機械装置及び運搬具	20, 772	886	21,659
工具、器具及び備品	592	_	592
土地	11,016	2, 349	13, 366
投資有価証券	_	4	4
計	47, 281	5, 109	52, 391
担保に係る債務			
			(百万円)
	財団抵当	その他	合計
支払手形及び買掛金	_	115	115
1年内返済予定の長期	1,880	170	2,051
借入金	1,000	170	2,031
長期借入金	3, 745	257	4,002

5,625

543

6, 169

2. 資産に係る減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額

177,268百万円

3. 手形裏書譲渡高 受取手形裏書譲渡高

19百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行なっております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」、および第2条第1号に定める「当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準値について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法」により算出しております。
- ・再評価を行なった年月日……平成14年3月31日
- ・再評価を行なった土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △3.182百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	70, 751, 855	_	_	70, 751, 855
合計	70, 751, 855	_	_	70, 751, 855
自己株式				
普通株式 (注)	2, 908, 870	5, 962	_	2, 914, 832
合計	2, 908, 870	5, 962	_	2, 914, 832

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総 (百万円)	1株当た り配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	2, 035	30.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総 額 (百万円)	配当の原 資	1株当た り配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月12日 取締役会	普通株式	2, 035	利益剰余金	30.00	平成28年3月31日	平成28年6月29日

金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に乳製品等の製造販売事業を行なうための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、各社の債権管理規程に従い、営業債権および長期貸付金について、各事業部門と管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに入金期日と残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、資金運用規程等に従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引相手先の信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行なっております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社および一部の連結子会社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社では、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引については、社内決裁基準に基づき、取引を行なっております。

月次の取引実績等は、経営会議において役員へ報告しております。連結子会社についても同様の管理を行なっております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金計画を作成・更新し、流動性リスクを管理して おります。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち23.2%が特定の大口顧客(株式会社日本アクセス)に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金及び預金	15, 503	15, 503	_
(2)受取手形及び売掛金	65, 338	65, 338	_
(3)有価証券及び投資有価証券	11, 959	11, 959	_
資産計	92, 801	92, 801	_
(1)支払手形及び買掛金	61, 238	61, 238	_
(2)短期借入金	16, 930	16, 930	_
(3)未払金	11, 045	11, 045	_
(4)長期借入金(*1)	71, 075	72, 079	1,004
負債計	160, 289	161, 294	1,004
デリバティブ取引(*2)	(704)	(704)	_

上記以外の貸借対照表に計上されている金融債権・債務につきましては、総資産に対する重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(*1)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

- (*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
 - (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当 該帳簿価額によっております。
- (4)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価は、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
上	(百万円)
非上場株式	12, 297
非上場出資証券	76

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15, 359	_	_	_
受取手形及び売掛金	65, 338	_	_	_
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	_	_	_	_
合計	80, 698	_	_	_

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

* 47//11H / * 1 (C-/ H						
	1 年 川 中	1年超	2 年超	3年超	4年超	- 左却
	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
長期借入金	17, 694	9, 848	23, 836	3, 647	1, 018	15, 030

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益(期中平均発行済株式総数による)

1,917円33銭 221円81銭

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (2) たな制資産
 - ① 商品及び製品、仕掛品 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) デリバティブ

時価法により評価しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(会計上の見積りの変更と区別する事が困難な会計方針の変更)

建物以外の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用しておりましたが、当事業年度から、 定額法に変更しております。

当社は、平成27年3月期において新規基幹工場である阿見工場および海老名工場が全面的に稼働開始し、それに伴う工場の統廃合によって、生産体制の最適化を達成しております。これを契機として、生産設備の稼働状況を確認したところ、今後、生産設備は、耐用年数にわたり安定的に稼働することが見込まれていることから、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法として定額法を採用することが、合理的な費用配分を可能にすると判断したことにより、減価償却方法の変更を行なったものであります。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が1,682百万円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が1,682百万円増加しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産
 - ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 長期前払費用 定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上 しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計 上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) ギフト券引換引当金

収益計上に伴い負債計上を中止したギフト券の今後の引換行使に備えるため、年度別に経過年と各ギフト券の回収率を調査し、最終的な回収率を見積もることにより当事業年度末における引換行使見込額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
 - ① 為替予約

振当処理によっております。なお、外貨建予定取引に係る為替予約については繰延処理を行なっております。

② 金利スワップ

繰延処理によっております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ① ヘッジ手段

為替予約取引・金利スワップ取引

② ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務・借入金

(3) ヘッジ方針

資産・負債の総合的管理の手段として、また、金融市場の為替変動リスクや金利変動リスクに対応する手段として、デリバティブ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額および決済期日等の同一性について、 社内管理資料に基づき有効性評価を行なっております。

また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象取引のリスク分析を行ない、ヘッジ対象取引との想定元本、利息の受払条件および契約期間等の同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行なっております。

(5) その他

デリバティブ取引に関する社内決裁基準に従ってデリバティブ取引を行なっております。なお、取引の執行と事務管理の各機能については独立性を確保できるよう人員を配置しております。また、取引執行後遅滞なく担当役員に報告されております。

- 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行なわれた場合には、当該見直しが行なわれた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」(前事業年度134百万円)は、当事業年度において金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「寄付金」(前事業年度262百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。 前事業年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」(前事業年度212百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

- 1. 担保に供している資産および担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

			(百万円)
	財団抵当	その他	合計
建物	11, 215	1, 191	12, 406
構築物	2, 913	_	2, 913
機械及び装置	21, 158	_	21, 158
工具、器具及び備品	592	_	592
_ 土地	11,016	1, 954	12, 970
計	46, 896	3, 145	50, 041
(2) 担保に係る債務			
			(百万円)
	財団抵当	その他	合計
1年内返済予定の 長期借入金	1,806	103	1, 909
_長期借入金	3, 745	257	4,002

5, 551

5,911

360

2. 有形固定資産の減価償却累計額

130,003百万円

3. 保証債務

子会社の取引および借入債務に対して保証を行なっております。

みちのくミルク株式会社	67百万円
株式会社エスアイシステム	483百万円
計	551百万円

計

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権5,420百万円短期金銭債務17,342百万円

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号) および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号) に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行なっております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布 法律第24号)に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部 に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」、および第2条第1号に定める「当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準値について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法」により算出しております。
- ・再評価を行なった年月日……平成14年3月31日
- ・再評価を行なった土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △3,981百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高売上原価販売費及び一般管理費33,858百万円25,653百万円22,957百万円

営業取引以外の取引高

営業外収益 866百万円 営業外費用 99百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 2,914,832株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産:	
繰延税金資産	
未払事業税	432百万円
たな卸資産	123百万円
賞与引当金	1,197百万円
未確定費用	1,749百万円
その他	70百万円
繰延税金資産計	3,573百万円
繰延税金負債	
前払金認定損	11百万円
繰延税金負債計	11百万円
繰延税金資産(流動)の純額	3,561百万円
固定資産:	
繰延税金資産	
退職給付引当金	4,721百万円
有形固定資産	1,446百万円
無形固定資産	139百万円
その他	258百万円
繰延税金資産計	6,566百万円
繰延税金負債	
保有株式退職給付信託設定益	1,405百万円
土地時価評価差額	2,500百万円
子会社株式	562百万円
投資有価証券	1,621百万円
圧縮積立金	1,435百万円
その他	25百万円
繰延税金負債計	7,550百万円

繰延税金負債(固定)の純額 983百万円

繰延税金資産の算定に当たり平成28年3月31日現在の繰延税金資産から控除された金額は5,978百万円であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の発生の 原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.7%
住民税均等割等	0.7%
将来減算一時差異のうち繰延税金資産の算定対象	0.9%
から除いたもの	
法人税等の税額控除	$\triangle 2.5\%$
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.9%
その他	$\triangle 0.1\%$
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は96百万円減少し、法人税等調整額が175百万円、その他有価証券評価差額金が90百万円増加し、繰延ヘッジ損益が10百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は225百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

該当資産はありません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等

種类	会社等の 名称	住所	資本金 または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容 (注)1	取引金額 (百万円) (注)2	科目	期末残高 (百万円)
主要株式		東京都千代田区	115, 266	農畜産物の 販売および 生産資材等 の供給	被所有 直接 13.7	原材料等の 購入	買入取引	31, 611	買掛金	3, 529

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等
 - 市場の実勢価格を勘案し、毎期価格交渉のうえで決定しております。
 - 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社および関連会社等

種類	会社等の 名称	住所	資本金 または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容 (注)1	取引金額 (百万円) (注)2	科目	期末残高(百万円)
子会社	雪印種苗 株式会社	札幌市厚別区	4, 643	飼料・種苗 等の製造・ 販売	所有直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	借入取引	3, 848	短期借入金	3, 700
子会社	雪印ビーン スターク 株式会社	札幌市東区	500	乳幼児用粉 乳等の製 造・販売	所有直接 80.0	資金の貸付 役員の兼任	貸付取引	4, 149	関係会社 短期 貸付金	3, 903
子会社	株式会社 エスアイ システム	東京都新宿区	400	乳製品・牛 乳・乳飲料 等の販売	所有直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	借入取引	2, 210	短期借入金	2, 800

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等
 - 市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
 - 2. 取引金額は、期中の平均残高を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額……1,468円67銭
- 1株当たり当期純利益(期中平均発行済株式総数による)……186円30銭

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。